

告 示

埼玉県告示第百七十六号

測量計画機関である国土交通省関東地方整備局大宮国道事務所から次のとおり公
共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）
第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和元年六月二十一日

埼玉県知事 上田清司

- 一 測量計画機関
国土交通省関東地方整備局大宮国道事務所
- 二 作業種類
公共測量（航空レーザー測量）
- 三 作業地域
国道4号、国道16号、国道17号、国道298号（埼玉県内）
- 四 作業期間
令和元年五月十五日から令和元年十一月二十九日まで